

浜松市廃棄物再生利用指定取扱要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による再生利用に係る市長が認めた廃棄物の収集運搬及び処分を業として行う者の指定（以下「再生利用業の指定」という。）について、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則（平成25年浜松市規則第65号。以下「規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。
(再生利用の対象となる廃棄物)

第2条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号に規定する再生利用が確実であると市長が認める廃棄物は、次の各号のいずれにも該当しないものであること

- (1) ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたもののその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
- (2) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）第2条第1項第1号イに掲げるもの
- (3) 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等、その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

(再生利用業者の基準)

第3条 省令第2条第2号及び第9条第2号に規定する市長の指定は、次の各号のすべてに該当する者に対して行う。

- (1) 廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有する者
- (2) 廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者
- (3) 廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有する者

2 省令第2条の3第2号及び第10条の3第2号に規定する市長の指定は、次の各号のすべてに該当する者に対して行う。

- (1) 経理的及び技術的な能力を有すると認められる者であって、かつ、周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮された事業計画を有する者
- (2) 受け入れる廃棄物の性状の分析及び管理を適切に行うことができる者
- (3) 当該申請に係る再生利用の用に供する施設の運転管理を適切に行うことができる者
- (4) 再生品の性状の分析及び管理を適切に行うことができる者
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者

- (6) 当該申請に係る再生利用を自ら行う者
(廃棄物再生利用業者指定申請書の添付書類)

第4条 規則第44条第2項第8号に規定する市長が必要があると認める図書は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 省令第2条の3第2号及び第10条の3第2号による処分を業として行う者(以下「再生活用業者」という。)である場合には、地域住民との生活環境保全に関する協定書。

ただし、法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設において、省令第2条の3第2号による処分を業として行う者はこの限りでない。

- (2) 当該申請に係る再生利用を行う廃棄物及び再生品の性状を明らかにする書類
(3) 再生活用業者である場合には、再生に伴い生ずる廃棄物(再生品を除く。)の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類
(4) 省令第2条第2号及び第9条第2号に規定する収集又は運搬を業として行う者(以下「再生輸送業者」という。)の場合には、収集運搬車両の写真及び車検証の写し
(5) 再生輸送業者の場合であって運搬容器を用いる場合には、運搬容器の仕様書又は写真
(6) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
(7) 申請者が法人である場合には、相談役又は顧問名簿
(8) 申請者が法人である場合には、株主又は出資者名簿
(9) 従業員名簿
(10) 再生利用に関する業務を行う者の履歴書
(11) 当該申請に係る事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
(12) 申請者が法人である場合には、直前2年の貸借対照表、損益計算書、市税の納税証明書
(13) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前2年の市税の納税証明書
(14) 再生活用業者である場合には、当該申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類
(標準処理期間)

第5条 規則第44条第1項及び第46条第1項の申請に係る標準処理期間は60日とする。

(事前協議)

第6条 市長は、再生利用業の指定を受けようとする者のうち再生活用業者にあつては、廃棄物再生利用業者指定の申請の前に、再生利用に伴う事業計画書の提出を求め事前協議を行うことができる。

2 前項の事業計画書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければなら

ない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 再生利用を行う廃棄物の種類及び性状
- (3) 再生の方法
- (4) 再生品の種類及び性状並びにその他規格等の名称及び内容
- (5) 再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み
- (6) 事業の規模
- (7) 当該再生に係る事務所及び事業場の所在地
- (8) 施設の処理能力
- (9) 施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (10) 施設の維持管理に関する計画
- (11) 施設の雨水、汚水、飛散、悪臭、防火、防音についての防火対策
(現地調査)

第7条 市長は、事業計画書の提出を受けたときは、必要により現地調査を行うものとする。

(指示事項等の通知)

第8条 市長は、事業計画書及び現地調査の内容を審査した結果、関係機関との協議が必要と認めるときは、その旨を再生利用業の指定を受けようとする者に通知するものとする。

2 市長は、前項の関係機関との協議について、その結果を求めることができる。

(事前協議の完了等)

第9条 市長は、事業計画書の内容が適当であり、かつ再生利用に関して的確な事業と判断したときは、その旨を再生利用業の指定を受けようとする者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。